

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則（昭和50年7月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し及び第10条の見出し中「引替交付」を「引換交付」に改める。

第15条の2第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

第1号様式中「引替交付」を「引換交付」に改め、「東京都」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年11月2日から施行する。ただし、第15条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。